

大阪狭山市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 6 年(2024 年) 1 2 月 2 5 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣

深 江 容 子

監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による監査
なお、本監査は大阪狭山市監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の対象

1 対象グループ

生活援護グループ

- 援護事務管理事業
- 援護団体等育成事業
- 生活困窮者自立支援事業
- その他給付
- 価格高騰重点支援給付金（一体給付）支給事業
- 定額減税調整給付金支給事業
- 生活保護事務管理事業
- 生活保護費給付事業
- 緊急扶助給付事業
- 価格高騰重点支援給付金（所得割非課税分）支給事業
- 価格高騰重点支援給付金（こども加算分）支給事業

健康推進グループ

- 母子保健事業
- 成人保健事業
- がん検診事業
- 予防接種事業
- 健康大阪さやま 21 計画推進事業
- 健康づくり管理事業
- 施設管理事業
- 新型コロナワクチン接種事業

2 対象事務

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までに執行された財務及びその他に関する事務。ただし、必要に応じて令和 5 年度を含む。

第 3 監査の着眼点

大阪狭山市監査基準及び大阪狭山市監査実施要領に基づき、不正、不適切な事務処理等の予防、発見、修正という合規性に主眼を置き、また、財務及びその他に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを着眼点として実施した。

第4 監査の実施内容

当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求めこれを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

また、調査票により情報収集を行った当該財務事務の内部統制の整備及び運用状況により、監査対象のリスクの内容及び程度を検討のうえリスクの識別を行い、事故等の発生する可能性が高い事務事業に重点を置いた監査を実施した。

第5 実施場所及び日程

大阪狭山市役所庁舎内において令和6年11月1日から令和6年11月25日まで実施した。

第6 監査の結果及び意見

財務及びその他に関する事務は関係法令等に従い、適正かつ効果的に行われているものと認められた。